

作業活動

ひなの杜・ひなの槻では、機能訓練を実施しておりますが、月にユニットごと1回1時間の作業活動があります。

作業活動を通して、日常生活の活性化や手先の機能訓練を行います。

今回は花札型のネームプレートを作成いたしました。

作業手順は複雑ですが、その方の能力に合わせて出来るところをやっていたできます。中々の力作ができておりました。



3回目コロナワクチン接種完了について

2月24日にひなの杜・ひなの槻において、入所者様の第3回コロナワクチン集団接種を実施いたしました。当日は111名の方が接種することができ、事故なくスムーズに完了いたしました。皆さま、大きな副反応もなく、体調は正常で普段どおり生活しておられます。接種から1週間以上が経過しておりますので、今後のクラスター予防にも有効であると思われれます。

皆さま方には大変なご協力をいただきましたこと、この場をお借りいたしました感謝申し上げます。ご協力ありがとうございました。

春の木会一般行動計画について

この度、春の木会では男女ともに全職員が活躍できる雇用環境を整備するため、一般行動計画を策定いたしました。

介護現場は女性の活躍なくしては成り立たない職場となります。

今後はこの計画を基に、更に女性が主役になれる職場を目指してまいります。

ひなの槻短期入所の機能訓練体制加算の算定について

昨年12月から、地域密着型特別養護老人ホームひなの槻において、専任の作業療法士を配置して機能訓練加算をスタートしております。これに伴いまして、併設のひなの槻短期入所生活介護でも、**2月から機能訓練体制加算を算定することとなりました**のでお知らせいたします。

ひなの槻は一体的に処遇ができる体制となっております。これまで機能訓練は短期入所の方も分けることなく実施しておりました。これによって、引き続き利用者様の機能維持向上に、専門職種が関わることでできりようになりまので、皆さま方には何卒ご理解賜りたくお願い申し上げます。

処遇改善支援金について

2月から前倒しで、**介護職員処遇改善支援金**が創設されることとなりました。介護報酬に入所系サービスで1.4%、通所系サービスで1.0%が加算されます。月額では、入所系で四〇〇円〜四六〇円程度の負担増となります（二割負担の場合は八〇〇円程度）。

処遇改善支援金は、介護報酬に加算され支給することによって、エッセンシャルワーカーである介護施設職員の賃上げ効果を継続的にすることを目的として作られました。

皆さま方の負担が増えることとなりますが、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。